

Title	春秋左氏経・伝の「卒」記事の「名」と「論」について：作経原則としての「名」
Author(s)	吉永, 慎二郎
Citation	中国研究集刊. 2010, 50, p. 68-83
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61216
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋左氏経・伝の「卒」記事の「名」と「諡」について — 作経原則としての「名」 —

吉永慎二郎

(一) はじめに

筆者(吉永)は「原左氏伝(今本左伝の相当部分に重複して残存)」からの「春秋左氏経」の抽出・編作の可能性を想定する一連の仮説を提起して来た^{注1)}。

旧稿において、春秋左氏伝における「記事文+解説文、記事文+解説文」という文体から「記事文+記事文」という文体を抽出することによって春秋左氏経文の相当部分が説明し得るのではないかとの仮説の下に、隱公期の経・伝について分析・検討を加えた。結果は、(1)抽出文(右の型のような文)と見なし得るものが76条の経文のうち29条(約38%)、(2)抽出的編作文(伝の字句を採りつつも経の独自の筆法で編作したもの)が15条(約20%)、

(3)編作文(伝の記事に関連しつつも伝にない情報をも採り入れて編作したもの)が18条(約24%)、(4)無伝の経文が14条(約18%)となった。(1)(2)で約58%を占める事実「原左氏伝から左氏経文が抽出・編作された」との仮説を基本的には裏付けるに足る」ことを指摘した。その一方で(3)(4)の経文の存在は「原左氏伝」の記事を参照し活用する半面、それとは別の史料の援用が想定されること、それは魯の宮廷記録記事等と推定されること」を指摘した^{注2)}。

この(3)の編作文の類型で大きな部分を占めるものの一つが「卒」記事である。旧稿では「左氏経文編作の意図の最も重要なものの一つは、諡号に替えて名を記す「卒」記事の編作によって、諸侯に肩を並べる「聖人孔子」と

いう歴史的位付けを確立することであつた」と指摘した。その際には紙数の都合もあり、「卒」記事についての網羅的な記事の提示と検討には及び得なかつた。

小稿はこの「卒」記事をめぐる問題を引き続き検討せんとするものである。

周知のように孟子は「世衰へ道微にして、邪説暴行作る有り。臣にして其の君を弑する者これ有り、子にして其の父を弑する者これ有り。孔子懼れて春秋を作る。春秋は天子の事なり。是の故に孔子曰はく、『我を知る者は其れ惟だ春秋か。我を罪する者は其れ惟だ春秋か』と。

∴。孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」（滕文公下）と述べている。孟子一流のこの表現のうちに春秋経の作経の原則を窺い見ることができるのであるまいか。即ち「春秋（経）」は「乱臣賊子（をして）懼」れしむる為に、「天子の事（天子を中心とした秩序）」が記された（注き、）というのであるから、ここに作経原則が示唆されていると言えよう。春秋左氏経の「卒」記事における「名」を以てするという普遍の原則の登場はこの作経原則と深く関わるように見られる。即ち「天子の事」はこの「名」に深く関わるのではないか、ということである。

小稿ではまず、『左伝』において人物（夫人を除く）の「卒」を経と伝が共に言及する例を網羅的に一覽にして

提示して、検討・考察を進めることとする。その例は併せて82例に上る。

（二）左氏経・伝対応「卒」記事一覽

82例を歴代魯公の年代ごとに網羅し一覽にすると次のようになる（左氏伝文の「」で括る部分は、左氏経成立後の経の解説（解経）の文と見なし得ることを示す）。
隠公期（5例）

1 [経] 元年。∴。冬。十有二月。∴。公子益師卒。

[左] 元年。∴。冬。∴。十二月。∴。衆父卒。

2 [経] 三年。∴。秋。∴。八月。庚辰。宋公和卒。

[左] 三年。∴。秋。∴。八月。庚辰。宋穆公卒。

殇公即位。

3 [経] 五年。∴。冬。十有二月。辛巳。公子彊卒。

[左] 五年。∴。冬。十二月。辛巳。臧僖伯卒。公

曰、「叔父有憾於寡人。寡人弗敢忘。」葬之加一等。

4 [経] 七年。春。∴。滕侯卒。

[左] 七年。春。滕侯卒。「不書名、未同盟也。凡諸

侯同盟、於是称名。故薨則赴以名。告終称嗣也。以繼好息民。謂之礼経。」

5 [經] 八年。…。冬。十有二月。無駭卒。

[左] 八年。…。冬。…。無駭卒。羽父請諡與族。

公問族於終仲。終仲對曰、「天子健德、因生以賜姓、胙之土而命之氏。諸侯以字為諡、因以為族。

官有世功則有官族。邑亦如之。公命以字為展氏。」

桓公期（4例）

6 [經] 五年。春。正月。甲戌。己丑。陳侯鮑卒。

[左] 五年。春。正月。甲戌。己丑。陳侯鮑卒。〔再赴也。〕於是陳亂。文公子佗殺太子免而伐之。公

疾病而亂作、國人分散。故再赴。

7 [經] 十年。春。王。正月。庚申。曹伯終生卒。

[左] 十年。春。曹桓公卒。

8 [經] 十有一年。…。夏。五月。癸未。鄭伯寤生卒。

[左] 十年。…。夏。鄭莊公卒。

9 [經] 十有七年。…。夏。五月。…。六月。丁丑。

蔡侯封人卒。

[左] 十七年。…。夏。…。蔡桓侯卒。

莊公期（1例）

10 [經] 二十有一年。…。夏。五月。辛酉。鄭伯突卒。

[左] 二十一年。…。夏。…。五月。鄭厲公卒。

僖公期（9例）

11 [經] 四年。…。夏。許男新臣卒。

[左] 四年。…。夏。…。秋。…。許穆公卒于師。

葬之以侯、禮也。

12 [經] 九年。春。王。三月。丁丑。宋公御說卒。夏。

公會幸周公、齊侯、宋子、衛侯、鄭伯、許男、

曹伯于葵丘。

[左] 九年。春。宋桓公卒。〔未葬而襄公會諸侯。故

曰子。凡在喪、王曰小童、公侯曰子。〕

13 [經] 九年。…。秋。…。九月。…。甲子。晉侯詭

諸卒。

[左] 九年。…。秋。…。九月。晉獻公卒。

14 [經] 十有七年。…。冬。十有二月。乙亥。齊侯小

白卒。

[左] 十七年。…。冬。十月。乙亥。齊桓公卒。…。

十二月。乙亥。赴。辛巳。夜。殯。

15 [經] 二十有三年。…。夏。五月。庚寅。宋公茲父

卒。

[左] 二十三年。…。夏。五月。宋襄公卒。傷於泓

故也。

16 [經] 二十有三年。…。冬。十有一月。杞子卒。

[左] 二十三年。…。冬。…。十一月。杞成公卒。

〔書曰子。杞、夷也。不書名、未同盟也。凡諸

侯同盟、死則赴以名、禮也。赴以名、則亦書之。

不然則否、辟不敏也。」

17 [經] 二十有四年。：。冬。天王出居于鄭。晉侯夷吾卒。

[左] 二十三年。：。秋。：。九月。晉惠公卒。

18 [經] 二十有七年。：。夏。六月。庚寅。齊侯昭卒。

[左] 二十七年。：。夏。齊孝公卒。有齊怨、不廢喪紀。禮也。

19 [經] 三十有二年。：。冬。十有二月。己卯。晉侯重耳卒。

[左] 三十二年。：。冬。晉文公卒。庚辰。將殯于曲沃。

文公期（6例）

20 [經] 三年。：。夏。五月。王子虎卒。

[左] 三年。：。夏。四月。乙亥。王叔文公卒。來赴。弔如同盟。禮也。

21 [經] 六年。：。秋。：。八月。乙亥。晉侯譚卒。

[左] 六年。：。秋。：。八月。乙亥。晉襄公卒。靈公少。晉人以難故、欲立長君。：。冬。十月。

襄仲如晉。葬襄公。

22 [經] 七年。：。夏。四月。宋公王臣卒。

[左] 七年。：。夏。四月。宋成公卒。
23 [經] 十有三年。：。夏。：。邾子蓬餘卒。

[左] 十三年。：。夏。：。五月。鄭文公卒。

24 [經] 十有四年。：。夏。五月。乙亥。齊侯潘卒。
[左] 十四年。：。子叔姬、妃齊昭公。：。夏。五月。昭公卒。

25 [經] 十有四年。：。秋。：。九月。甲申。公孫敖卒于齊。

[左] 十四年。：。穆伯之從己氏也。：。九月。卒于齊。告喪、請葬。不許。

宣公期（7例）

26 [經] 三年。：。冬。十月。丙戌。鄭伯蘭卒。

[左] 三年。：。冬。鄭穆公卒。

27 [經] 八年。春。公至自會。夏。六月。公子遂如齊。

至黃乃復。辛巳。有事于大廟。仲遂卒于垂。壬午猶繹。萬入去籥。

[左] 八年。春。白狄及晉平。夏。會晉伐秦。晉人獲秦謀。殺諸絳市。六日而蘇。有事於大廟。襄仲卒而繹。非禮也。

28 [經] 九年。：。秋。取根牟。八月。滕子卒。

[左] 九年。：。秋。取根牟。言易也。滕昭公卒。
29 [經] 九年。：。秋。：。九月。晉公、宋公、衛侯、鄭伯、曹伯會于扈。晉荀林父帥師伐陳。辛酉。

晉侯黑臀卒于扈。

[左] 九年。…。秋。…。會于扈。討不睦也。陳侯不會。晋荀林父以諸侯之師、伐陳。晋侯卒于扈。乃還。

30 [經] 十年。…。夏。四月。丙辰。日有食之。己巳。

齊侯元卒。

[左] 十年。…。夏。齊惠公卒。

31 [經] 十有七年。…。冬。十有一月。壬午。公弟叔

肸卒。

[左] 十七年。…。冬。公弟叔肸卒。公母弟也。〔凡

大子之母弟、公在曰公子、不在曰弟。凡稱弟、皆母弟也。〕

32 [經] 十有八年。…。秋。七月。…。甲戌。楚子旅

卒。

[左] 十八年。…。秋。…。楚莊王卒。楚師不出。

既而用晉師。

成公期 (8例)

33 [經] 二年。…。秋。…。八月。壬午。宋公鮑卒。

[左] 二年。…。秋。…。八月。宋文公卒。始厚葬。

用蜃炭、益車馬、始用殉。重器備、椁有四阿、

棺有翰檜。君子謂、云々。

34 [經] 二年。…。秋。…。八月。…。庚寅。衛侯速

卒。

[左] 二年。…。秋。…。九月。衛穆公卒。晋三子自役弔焉。哭於大門之外。

35 [經] 六年。…。夏。六月。…。壬申。鄭伯費卒。

[左] 六年。…。夏。…。六月。鄭悼公卒。

36 [經] 十年。…。夏。…。五月。…。丙午。晋侯孺

卒。

[左] 十年。…。夏。…。六月。丙午。晋侯欲麥。

使甸人獻麥。饋人為之。召桑田巫、示而殺之。

將食。張。如廁。陷而卒。

37 [經] 十有三年。…。夏。五月。…。曹伯盧卒于師。

[左] 十三年。…。夏。…。五月。丁亥。晋師以諸

侯之師、及秦師戰于麻隧。秦師敗績。獲秦成差

及不更女父。曹宣公卒于師。

38 [經] 十有四年。…。冬。十月。庚寅。衛侯臧卒。

[左] 十四年。…。冬。十月。衛定公卒。夫人姜氏

既哭而息。云々。

39 [經] 十有五年。…。夏。六月。宋公固卒。

[左] 十五年。…。夏。六月。宋共公卒。

40 [經] 十有六年。…。夏。四月。辛未。滕子卒。

[左] 十六年。…。夏。四月。滕文公卒。

襄公期 (14例)

41 [經] 二年。…。夏。…。六月。庚辰。鄭伯睞卒。

[左] 二年。…。秋。七月。庚辰。鄭伯論卒。於是子罕當國。云々。

42 [經] 四年。春。王。三月。己酉。陳侯午卒。

[左] 四年。春。…。三月。陳成公卒。楚人將伐陳。聞喪乃止。云々。

43 [經] 五年。…。冬。…。十有二月。公至自救陳。

辛未。季孫行父卒。

[左] 五年。…。冬。諸侯戍陳。…。季文子卒。

44 [經] 六年。春。王。三月。壬午。杞伯姑容卒。

[左] 六年。春。杞桓公卒。〔始赴以名。同盟故也。〕

45 [經] 十有二年。…。秋。九月。吳子乘卒。

[左] 十二年。…。秋。吳子壽夢卒。臨於周廟。禮也。

46 [經] 十有三年。…。秋。九月。庚辰。楚子審卒。

[左] 十三年。…。秋。楚共王卒。子囊謀諡。大夫曰、「君有命矣。」子囊曰、「君命以共。若之何毀之。嚇嚇楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏、而知其過、可不謂共乎。請諡之共。」大夫從之。

47 [經] 十有五年。…。冬。十有一月。癸亥。晉侯周卒。

[左] 十五年。…。冬。晉悼公卒。遂不克會。

48 [經] 十有九年。…。秋。七月。辛卯。齊侯環卒。

[左] 十九年。…。夏。五月。壬辰。晦。齊靈公卒。莊公即位。

49 [經] 二十有三年。春。王。二月。…。三月。己巳。

杞伯匄卒。

[左] 二十三年。春。杞孝公卒。晉悼夫人喪之。平

公不徹樂。非禮也。禮、為隣國闕。

50 [經] 二十有三年。…。秋。…。八月。…。己卯。

仲孫速卒。

[左] 二十三年。…。秋。…。八月。…。孟莊子疾。

…。己卯。孟孫卒。

51 [經] 二十有六年。…。秋。…。八月。壬午。許男

甯卒于楚。

[左] 二十六年。…。秋。七月。…。許靈公如楚。

請伐鄭。曰、「師不興。孤不歸矣。」八月。卒于

楚。楚子曰、「不伐鄭、何以求諸侯。」冬。十月。

楚子伐鄭。

52 [經] 二十有八年。…。冬。…。十有一月。公如楚。

十有二月。甲寅。天王崩。乙未。楚子昭卒。

[左] 二十八年。…。冬。十月。…。十一月。…。

癸巳。天王崩。〔未來赴。亦未書。禮也。〕…。

十二月。乙亥。朔。齊人遷莊公。殯于大寢。…。

為宋之盟故。公及宋公、陳侯、鄭伯、許男、如楚。公過鄭。…及漢。楚康王卒。公欲反。…榮成伯曰、「遠圖者、忠也。」公遂行。…王人來告喪。〔問崩日。以甲寅告。故書之。以微過也。〕

〔經〕三十有一年。春。王。正月。夏。六月。辛巳。

公薨于楚宮。秋。九月。癸巳。子野卒。己亥。仲孫羯卒。

〔左〕三十一年。春。王。正月。穆叔至自會。見孟孝伯、語之、曰、「趙孟將死矣。云々。」…穆叔

出而告人、曰、「孟孫將死。吾語諸趙孟之偷也、而又甚焉。」又與季孫語晉故。季孫不從。及趙文

子卒、晉公室卑。…夏。五月。…公作楚宮。穆叔曰、「…必死是宮也。」六月。辛巳。公薨

于楚宮。…立胡女敬婦之子子野。次于季氏。秋。九月。癸巳。卒。毀也。己亥。孟孝伯卒。

昭公期 (19例)

55 〔經〕三年。春。王。正月。丁未。滕子原卒。

〔左〕三年。春。王。正月。…丁未。滕子原卒。同盟。故書名。

56 〔經〕四年。…冬。十有二月。乙卯。叔孫豹卒。

〔左〕四年。…冬。…初。穆子去叔孫氏。…

十二月。癸丑。叔孫不食。乙卯。卒。〔經〕六年。春。王。正月。杞伯益姑卒。

〔左〕六年。春。王。正月。杞文公卒。弔如同盟。礼也。

58 〔經〕七年。…秋。八月。戊辰。衛侯惡卒。

〔左〕七年。…秋。八月。衛襄公卒。

59 〔經〕七年。…冬。十有一月。癸未。季孫宿卒。

〔左〕七年。…冬。十月。…十一月。季武子卒。

60 〔經〕十年。…秋。七月。…戊子。晉侯彪卒。

九月。叔孫婁如晉。

〔左〕十年。…秋。七月。…戊子。晉平公卒。

鄭伯如晉。

61 〔經〕十年。…十有二月。甲子。宋公成卒。

〔左〕十年。…冬。十二月。宋平公卒。

62 〔經〕十有二年。春。…三月。壬申。鄭伯嘉卒。

〔左〕十二年。春。…三月。鄭簡公卒。

63 〔經〕十有四年。…秋。…八月。莒子去疾卒。

〔左〕十四年。…秋。八月。莒著丘公卒。

64 〔經〕十有五年。春。王。…二月。癸酉。有事于

武宮。籥入。叔弓卒。去樂卒事。

〔左〕十五年。春。…二月。癸酉。禘。叔弓莅事。

籥入而卒。去樂卒事。礼也。

65 [經] 十有六年。：。秋。八月。己亥。晉侯夷卒。

[左] 十六年。：。秋。八月。晉昭公卒。

66 [經] 十有八年。春。王。三月。曹伯須卒。(杜注、未同盟而赴以名)

[左] 十八年。春。王。二月。乙卯。周毛得殺毛伯過。：。三月。曹平公卒。

67 [經] 二十有一年。春。王。三月。葬蔡平公。：。

秋。七月。壬午。朔。日有食之。八月。乙亥。叔輒卒。

[左] 二十一年。春。天王將鑄無射。：。三月。葬蔡平公。蔡大子朱失位、位在卑。：。秋。七月。

壬午。朔。日有食之。公問於梓慎曰、「是何物也。禍福何為。」對曰、「二至二分。日有食之。不為災。：。」於是叔輒哭日食。昭子曰、「子叔將死。

非所哭也。」八月。叔輒卒。

68 [經] 二十有二年。：。冬。十月。王子猛卒。

[左] 二十二年。：。夏。：。六月。：。丁巳。葬景王。王子朝因旧官百工之喪職秩者與靈景之族以作乱。：。單子逆悼王于莊宮以熇。：。冬。

十月。：。十一月。乙酉。王子猛卒。不成喪也。

69 [經] 二十有五年。春。叔孫婁如宋。：。秋。：。九月。己亥。公孫于齊。：。冬。十月。戊辰。

叔孫婁卒。

[左] 二十五年。春。叔孫婁聘于宋。：。秋。：。九月。戊戌。伐季氏。：。昭子從公于齊。：。

公使昭子自鑄歸。平子有異志。冬。十月。辛酉。昭子齊於其寢。使祝宗祈死。戊辰。卒。

70 [經] 二十有五年。：。十有一月。己亥。宋公佐卒于曲棘。

[左] 二十五年。：。十一月。宋元公將為公故如晉。夢大子欒即位於廟。：。宋公遂行。己亥。卒于曲棘。

71 [經] 二十有六年。：。秋。：。九月。庚申。楚子居卒。

[左] 二十六年。：。秋。：。九月。楚平王卒。令尹子常欲立子西。：。令尹懼。乃立昭王。

72 [經] 三十年。：。夏。六月。庚辰。晉侯去疾卒。秋。八月。葬晉頃公。

[左] 三十年。：。夏。六月。晉頃公卒。秋。八月。葬。

73 [經] 三十有一年。：。夏。四月。丁巳。薛伯毅卒。：。秋。葬薛獻公。

[左] 三十一年。：。夏。四月。：。薛伯毅卒。同盟。故書。秋。吳人侵楚。

定公期 (3例)

74 [經] 三年。春。王。：。二月。辛卯。邾子穿卒。

夏。四月。秋。葬邾莊公。

[左] 三年。春。二月。辛卯。邾子在門臺。：。遂卒。先葬以車五乘、殉五人。莊公下急而好潔。

故及是。

75 [經] 五年。：。夏。：。六月。丙申。季孫意如卒。

[左] 五年。：。夏。：。六月。季平子行東野。還。

未至。丙申。卒于房。

76 [經] 十有四年。：。夏。：。五月。：。吳子光卒。

[左] 十四年。：。夏。：。吳伐越。：。越子因而

伐之。大敗之。靈姑浮以戈擊闔廬。闔廬傷將指。

取其一履。還卒於陘。云々。

哀公期 (6例)

77 [經] 二年。：。夏。四月。丙子。衛侯元卒。

[左] 二年。：。夏。衛靈公卒。

78 [經] 三年。：。夏。：。五月。辛卯。桓宮、僖宮

災。：。秋。七月。丙子。季孫斯卒。

[左] 三年。：。夏。五月。辛卯。司鐸火。火踰公

宮、桓僖災。：。季桓子至。御公立于象魏之外、

命救火者、傷人則止、財可為也。命藏象魏、曰、

「旧章不可亡。」：。秋。季孫有疾。：。季孫卒。

康子即位。

79 [經] 五年。：。秋。九月。癸酉。齊侯杵臼卒。冬。

：。閏月。葬齊景公。

[左] 五年。：。秋。齊景公卒。冬。十月。公子嘉、

公子駒、公子黔奔衛。

80 [經] 六年。：。秋。七月。庚寅。楚子軫卒。

[左] 六年。：。秋。七月。楚子在城父。將救陳。

：。王有疾。庚寅。昭王攻大冥。卒于城父。

81 [經] 十有四年。春。西狩獲麟。：。秋。：。八月。

辛丑。仲孫何忌卒。

[左] 十四年。春。西狩於大野。叔孫氏車子鉏商獲

麟。以為不祥。以賜虞人。仲尼觀之曰、「麟也。」

然後取之。：。秋。八月。辛丑。孟懿子卒。

82 [經] 十有六年。春。王。正月。己卯。衛世子蒯聵

自戚入于衛。衛侯輒來奔。二月。衛子還成、出

奔宋。夏。四月。己丑。孔丘卒。

[左] 十六年。春。曠成、褚師比出奔宋。：。夏。

四月。己丑。孔丘卒。公誅之曰、「旻天不弔、不

愍遺一老。卑屏余一人以在位。云々。」子轅曰、

「君其不沒於魯乎。夫子之言曰、『礼失則昏。名

失則愆。失志為昏。失所為愆。』生不能用、死而

誅之、非礼也。称一人、非名也。君兩失之。」

(三)「一覽」の検討と考察

右の82例の「卒」記事一覽の筆法を分類すると次のようになる。

I 左氏経文の「卒」記事で「名」を以てするもの(78例)

① 「国・爵・名」の諸侯の型

59例(A日いうもの46例、B日なきもの13例)

② 「氏・名」の大夫の型

19例(A日いうもの16例、B日なきもの3例)

II 左氏経文の「卒」記事で「名」を用いないもの

「国・爵」の諸侯の型

4例(A日いうもの1例、B日なきもの3例)

I+II 82例

III 左氏伝文の「卒」記事で「名」を以てするもの(10例)

① 「国・爵・名」の諸侯の型

5例(A日いうもの4例、B日なきもの1例)

② 「氏・名」の大夫の型

5例(A日いうもの3例、B日なきもの2例)

IV 左氏伝文の「卒」記事で「諡」を以てするもの(68例)

① 「国・諡」の諸侯の型

54例(A日いうもの9例、B日なきもの45例)

② 「氏・諡」の大夫の型

14例(A日いうもの10例、B日なきもの4例)

V 左氏伝文の「卒」記事で「名」も「諡」も用いないもの

「国・爵」の諸侯の型

4例(A日いうもの2例、B日なきもの2例)

III+IV+V 82例

したがって、左氏経文では82例中78例(I)が「名」を以て「卒」を記し、残り4例は「名」を記さぬもの(II)である。つまり左氏経文では約95%が「名」を以て記している。これに対して、左氏伝文では82例中68例(IV、76闕廬もこれに含む)が「諡」を以て「卒」を記しており、約83%を占める(注4)。

端的に言えば、「一覽」の左氏経では「卒」は「名」を以て記すのを原則とし(「卒」を「諡」するものは全くない)、左氏伝では「卒」は概ね「諡」を以て記しているということになる。

仮に経学的通説のように経を注釈するものとして伝が作られたとすれば、その場合には伝は経の筆法を前提としてそれを解説・敷衍する立場を取るべきはずであろうから、何故にこのように伝は経の「名」を以てする筆法とは全く異なる「諡」を以てする筆法によってその大部分が記されているのか、このことが全く不可解となる。

「諡」を以てする68例もの用例の存在は、伝が経を注釈するという立場で作られているとは到底認め難いことを示すものと言えよう。

逆に伝（原左氏伝）から経が抽出・編作されたとする、経は伝に対してそれを踏まえつつも新たな理念の立場を提示するというあり方を取り得るわけであるから、「諡」を以てするという伝の主流をなす筆法に対して、伝に少数ながら存する「名」を以てするという筆法を、新たな理念を託するものとして採用し、この筆法を普遍化して適用したところに経の記事が成立したとする理解は、相応の合理的な説明ということになろう。

ただし、伝に少数ながら存する「名」を以てする筆法は、編作された経への解経の文として伝（原左氏伝）に付加されたものとの見方にも可能性があり、この点は吟味が必要であろう。

そこで今、左氏伝において「日」を記して「国・諡」を以てする「卒」記事（IV①A）と、同じく「日」を記して「国・爵・名」を以てするもの（III①A）とを比較検討してみよう。蓋し記事を日を以て記すのはその重要性を構成する要件となるからである。IV①Aにあたるのは、2、14、20、21、37、48、60、70、80の9条、III①Aにあたるのは、6、41、55、68の4条、である。

まず、IV①Aの諸例について検討・考察してみよう。

2は左伝が「宋の穆公卒す」と諡して記す。14は経が「冬。十有二月。乙亥。齊侯小白卒す。」と名いうに對し、左伝は「冬。十月。乙亥。齊の桓公卒す。……十二月。乙亥。赴す。辛巳。夜に殯す」と諡して記し、かつ二カ月後の赴報や殯について記し、覇者への敬意と死後の混乱への注目が窺える。20左伝は「乙亥。王叔文公卒す」と諡し、21左伝は「乙亥。晋襄公卒す」と諡する。37左伝は「曹の宣公師に卒す」と諡してその武勇を称賛する。48は経が「秋。七月。辛卯。齊侯環卒す。」と名いうに對し、左伝は「夏。五月。壬辛。晦。齊靈公卒す」と諡するが、時・月の相違から経と伝が別の編作によることを窺わしめる。60左伝は「戊子。晋の平公卒す」と諡し、70左伝は「十一月。宋の元公……己亥。曲棘に卒す。」と諡して「魯の為に」した元公への褒意を示す。80左伝は「秋。七月。楚子。城父に在り。……庚寅。昭王。大冑を攻め、城父に卒す。」と諡して武勇を称賛する。

これらはいずれも王室や大国・敵国の君主であり、左氏伝が「諡」を以て卒を記すのは、『国語』の筆法注5と同様に諸侯としての礼に法るものと言えよう。

次にIII①Aの諸例について検討・考察を加える。

6（桓公）「経」五年。春。正月。甲戌。己丑。陳侯鮑

卒す。「左」五年。春。正月。甲戌。己丑。陳侯鮑卒す。「再び赴すればなり。」是において陳乱る。文公の子の佗、太子免を殺して之を伐つ。公の疾病にして乱作り。國人分散す。故に再び赴するなり。

陳の桓公（陳侯鮑）の卒するや公子の佗（桓公の弟の五父）は太子免を殺して君位につく。桓公の病による乱にて國人分散のゆえに赴報が二度来たとする。経は伝の傍線部と全く同様の記事で、「」内は解経の文、つまり経の編作の際に付加されたものと見られる。波線部の冒頭の「是において」は「陳侯鮑卒す」を受けるとすると次の41の「是において」の例と同様に文勢は整う。したがって波線部は伝の傍線部の解説の文と理解することは自然かつ妥当である。解経の文が挿入されたために文勢に混乱が生じ、そのことが逆に経の編作と解経の文の付加とを示唆する。故に傍線部の左伝の文は波線部と共に解経の際の付加ではなく原左氏伝文と言えらる。

この佗は経では六年秋八月に「蔡人殺陳佗」と筆誅されている。対照的に六年伝には佗の記事は全くない。莊二十二年伝に「蔡人は五父を殺して之（厲公）を立つ」と記すのみ。故に左伝の文の趣旨によれば、桓公と諡するのではなく鮑と名を以てするのは、桓公への「乱国」の君主という貶意を示すものとの理解が導かれよう。

41（襄公）「経」二年。：。夏。：。六月。庚辰。鄭伯論卒す。「左」二年。：。秋。七月。庚辰。鄭伯論卒す。是において子罕国に当たたる。云々。

経と伝は傍線部は同じ記事だが、時と月が違っており、これも伝が経の注釈であるとする通説からは不可解となる事態である。伝が経の記事との重大な異同について全く触れないのは経と伝という関係の虚構の破綻を示し、経文の編作が伝（原左氏伝）に遅れることを傍証する。したがってこの伝文は原左氏伝の文と言えらる。

経の杜注は「未だ襄と同盟せざれども赴するに名を以てす。」と鄭国からの赴をそのまま記事にしたとし、「庚辰は七月九日なり。六月と書するは経誤り」とする。会箋は逆に「経は当時に在れば日月応に誤らざるべし、蓋し伝 譌を写せるのみ。」と経を絶対視して伝の記事に誤りを帰するが、単純な彌縫策と言えよう。

またこの経の記事は「秋。七月。仲孫蔑會：。」の前に記載されており、杜注のような「誤り」が仮に有ったとすれば、それに伝が全く触れていないのは益々不可解となる。もし杜注の「誤り」が確信的なその容認であれば、論理的には伝からの経の抽出・編作の余地は杜注でも排除されていないことになる。なお、これは暦法の問題としての題材でもあるが今はその議論は措く。

次に波線部の「是において」は傍線部の「卒す」を承ける自然な文勢を示す。先の6の波線部とも共通する先行伝文を承ける表現で、6の議論に補証を与えよう。

鄭伯論(鄭の成公)について會箋は「葬を書せざるは、成公の楚に附するを以ての故に諸侯葬に會せざるなり」と指摘する。また伝の杜注は波線部の「子罕当国」について「君事を撰するなり」とし、會箋は「当国とは専ら国柄を操るなり、君事を撰するの謂に非ざるなり。…。鄭是より政卿の上に又当国有り。」とする。成公期から鄭の政治の権柄が大夫に握られることを共に指摘する。

されば、この伝が鄭の君主の卒を「論」と名を以て記し、諡を以て「成公」とせぬのは、やはり「乱国」の君主への貶意を示すものとの理解に帰着しよう。

55 (昭公)「経」三年。春。王。正月。丁未。滕子原卒す。

「左」三年。春。王。正月。…。丁未。滕子原卒す。同盟す。故に名を書するなり。

傍線部は経・伝同じい。杜預は経に注して「襄二十五年。重丘に盟へばなり。」とし、伝に注して「襄の世に同盟す。亦た応に同盟の礼に従ふべし。故に伝之を發す。」とする。波線部を解経の文であるとすると、経が「国・爵・名」を以て滕の君主の卒を記した理由の解説ということになる。しかし先の一覧のように名という筆法は経の

78例に普遍的で同盟は滕に限られるものでは全くない。既出の多くの先例にこの類の解経の文はなく、これのみを解経とみるのは奇異である。故に波線部は左伝の傍線部の文に対する解説で、ともに原左氏伝に属する文と言える。即ち未だ同盟せざる時代の滕の君主の卒は名を以て記すことはないが、先代の同盟の誼によって「名」を以てするのだとの解説と理解せられる。

経の會箋は「隠七年滕侯卒。不書名未同盟也。莊十六年滕子與莊公同盟于幽。然宣九年八月滕子卒。成十六年夏四月辛未滕子卒。皆不書名。此例所謂「不然則否(筆者注一覽16参照)」者也。至此始從同盟赴名之礼。故書。

。滕子來葬襄公。我卿亦會其葬。所以赴以名、可見也。」と注するが、これはむしろ伝の記事に適用して理解することが可能かつ自然であろう。即ち「滕子原」と伝がその卒を「国・爵・名」を以て記すのは、「同盟名を赴するの礼に従ふ」のを美とするもので、魯の立場からみた褒意を示すものとなろう。しかし魯と小国滕との関係は二重線部に見るように上下の序列の明確な、したがって滕が魯に服することを暗に意味するのであるから、同じ辭は滕の立場からみれば貶意に転換することにもなり得る。これは筆法の「微」なるところと言えよう。

同様のことは、日を紀さぬが73の左伝の「昭公」三十

一年。…夏。四月。…薛伯殺卒。同盟す。故に書す。」についても言える。波線部は伝文の傍線部の理由説明の文であり解経ではない。共に原左氏伝文と言える。

「同盟す」るが故に「殺」と名を以て卒を「書」したことを言う。魯の立場からの褒意を示唆しよう。それが薛の立場からすれば貶意を孕むこともまた同様であろう。

さればこそ伝の記事では、「同盟名を赴するの礼」はあれども、敵国・大国については通常は赴のままに記事を書さず「諡」を以てするものと解せられる。

68〔昭公〕〔経〕二十有二年。…冬。十月。王子猛卒す。

〔左〕二十二年。…夏。…六月。…丁巳。景王を葬る。王子朝 旧官百工の職秩を喪ひし者と靈・景の族に因りて以て乱を作す。…單子 悼王を莊宮に逆へて以て帰る。…冬。十月。…十一月。乙酉。王子猛卒す。喪を成さざればなり。(杜注：王崩ずと称せざる所以を釋す。)

伝文は一連の周王室の歴史記述で原左氏伝と見なし得る資料である。故に波線部は解経の文ではなく伝の傍線部の理由説明の解説文として読むのが自然かつ妥当である。これについて會箋は「王猛立而未踰年。故曰王子。不成前王之喪。」と、悼王(猛)は未踰年の王にして前の景王の喪を成さざりし故に王子と称するを言う。これは

「天子の事(天子を中心とした秩序)」の筆法と言えよう。

以上のように左伝では「諡」を以て卒を記すのは、諸侯の礼に法つての称賛や褒意や敬意を示し、一方「名」を以てするのは、6、41、55や73においてはやはり諸侯の礼に法つての貶意や、同盟の小国への褒意を示すものであり、68においては「天子の事」としての礼の規範から為されているものと理解されたのである。そしてこれらの左伝の「名」いう記事は解経の文として付加されたものではなく、解説文をも有する例の「記事文+解説文」という原左氏伝の文と確認されたのである。

(四) 作経原則としての「名」

では、これに対して経が普遍的に「名」を以て「卒」を記すのはいかなる意図に拠るものと把握されるのであろうか。

魯が諸侯として天子及び他の諸侯と礼を以て往来交接するに当たっては、先王の道という周の伝統的秩序と当代の覇者権力の台頭による力の関係との均衡と相関のうえにその行動は規定されよう。そのあり方は当然ながら「諸侯の道」に相応のものとしてなされるべきものであったであろう。このような魯や諸侯のあり方については、

『左伝』や『国語』はそのリアリティーを窺うに足る貴重な資料を提供するものと言えよう。

しかしながら、春秋経の記述は全く異質である。覇者となつた大国も対等の敵国も附庸としての小国も、いずれの君主もその「卒」は「国・爵・名」という一律の筆法によつて記される。ここに「爵」は言うまでもなく周の天子の「命」による秩序の象徴である。「名」は、周書・金縢に周公が大王・王季・文王の鬼神（祖霊）に向かつて「且」と自ら名いふように、祖霊・鬼神そして君父に対して言うものである。この「爵」と「名」の秩序の重なる中心に在るのは「天子」以外にはあり得ない。「左氏伝（原左氏伝）」においては魯の君主は地方的大国として滕や薛の君主の「卒」を名を以て記すという權威を示したが、それはあくまでも限られた範囲においてであつた。そこでこれを「天子」という立場から天下にその權威と秩序を示さんとしたならば、そこに春秋経（左氏経）の筆法が登場することにならう。即ち「爵」という秩序原則と「名」という普遍原則の縦と横の仕組みを駆使して「天子の事」を明らかにする筆法である。

先の「一覽」においてこれを見ると、16の経は名を書せざるを以て「杞子」への貶辞とするものであり、25の経は名を書するを以て「公孫敖」への貶辞とするものと

言えよう。60の経は伝の「鄭伯如晋」の記事はなく晋の覇者の權威は消去されて「天子の事」が暗示される。46、52、71、80はいずれも伝の「楚王」を経は「楚子」と爵して名を属し、楚を「天子の事」に服せしむるを示し、覇者・王としての楚王の權威は全く消去されている。その52の経で「天王」の崩と「楚子」の卒を並べて記すのは端的に「天子の事」が強調される筆法となつていよう。76の経が呉王闔廬を「呉子光」とするのも同様に「天子の事」の筆法と言えよう。

したがつて、所謂「乱臣賊子懼る」の主因もまた、この「天子の事」による褒貶・筆誅が「名」を以てなされることに在ることが今や明らかとならう。「名」は人（この世）と鬼神（あの世の祖霊）に互る故に、それによる褒貶・筆誅は決定的な意味を持ち、故に「乱臣賊子」をして「懼」れしめるものと言えよう。

このように、「原左氏伝」から「春秋左氏経」が抽出・編作されるに際しての作経原則の一つとして、「卒」記事における「名」の意義が把握されたのである。

しかして、この「名」が春秋の作経原則として持つ一つの重要な意味とは、その平準化の原則としての作用である。81と82とを比較すると、左伝においては「孟懿子」と「孔丘」とでは、共に青史に名を列ねるとはいえ

諡号を持たぬ孔子の記事が見劣りするのは否めない。これが経では共に「名」を以てする記事として平準化され、これによって逆に孔子は世卿の大夫や更に諸侯と対等に列して宣揚されるに至る。ここに経の「名」を以てする平準化の原則は、世族の「諡」を以てする貴族社会に「孔子」宣揚の新たなメカニズムとして作動し始めたのである。

注

- (1) 拙著『戦国思想史研究―儒家と墨家の思想的交渉―』（平成16年五月、朋友書店）第二部第一、二、三章（313・476頁）及び注（2）拙稿参照。なお、伊藤仁斎の『孟子古義』離婁下篇第二十一章の「春秋」観では、「孔子」が「夫子以前」の「春秋之書」からその「義」を「取」りて「之を經に列し」たとし「今左氏の傳する所の春秋是れなり」と、左氏経（春秋経）の成立を説いている。
- (2) 拙稿「春秋左氏経」の「原左氏伝」からの抽出・編作とその成立過程について―隠公期「春秋左氏経」抽出・編作举例及び「卒」の記事を中心に―（『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学』第64集所収、平成21年三月）。
- (3) 前掲拙著『戦国思想史研究』343頁参照。

- (4) 前掲拙稿の「65例」「79%」は、かく「68例」「83%」と上方修正される。
- (5) 前掲拙稿参照。なお、小稿の『左伝』原典の引用・用字等の原則は同拙稿に準ずる。